

2020年6月

就学援助について

新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしやう}感染症^{えいきやう}の影響^こで、子どもが^{がっこう}学校^いに行くための^{かね}お金^{こま}に困^{ひと}っている人は、
相談^{そうだん}してください。

1. 令和2年度（2020年度）の新しい申請は、申請期間を延長します

就学援助^{しゅうがくえんじょ}は、「申請^{しんせい}した月^{つき}の1日^{ついたち}から認定^{にんてい}」ですが、申請期間^{しんせいきかん}を延長^{えんちやう}します。6月30日^{がつ}まで申請^{しんせい}した場合は、認定日^{にんていび}を4月1日^{がつ}にします。

新規申請 ^{しんきしんせい}		
	申請期限 ^{しんせいきげん}	認定月日 ^{にんていがつび}
延長前 ^{えんちやうまえ}	4月30日（木曜） ^{がつ} ^{にち} ^{もくよう}	原則4月1日 ^{げんそく} ^{がつ} ^{ついたち}
延長後 ^{えんちやうご}	6月30日（火曜） ^{がつ} ^{にち} ^{かよう}	原則4月1日 ^{げんそく} ^{がつ} ^{ついたち}

※7月以降^{がつ}の申請^{しんせい}は、「申請^{しんせい}した月^{つき}の1日^{ついたち}から認定^{にんてい}」します。

2. 収入（または所得）が大きく減った家族（世帯）へ

就学援助^{しゅうがくえんじょ}に申請^{しんせい}をして、すでに不認定^{ふにんてい}になった場合^{ばあい}でも、新型^{しんがた}コロナウイルス^{かんせんしやう}感染症^{えいきやう}の影響^このために、収入^{しゅうにゅう}（または所得^{しやうとく}）が大きく減^{おほ}った世帯^{せたい}は、もう一度^{いちど}申請^{しんせい}できます。

（もう一度^{いちど}、申請^{しんせい}をするために必要な書類^{ひつやう}）

- ・ 就学援助費受給申請書^{しゅうがくえんじょひじゅきゅうしんせいしよ}
- ・ 最近^{さいきん}の収入^{しゅうにゅう}（または所得^{しやうとく}）がわかる書類^{しよるい}

「就学援助^{しゅうがくえんじょ}」について詳しくは、仙台市^{せんだい}ホームページ^みを見てください。

<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/enjo.html>（日本語）

【問合せ】

教育局学事課^{きやういくきよくがくじか}

仙台市青葉区上杉1-5-12 上杉分庁舎11階^{せんたいしあおばくかみすぎ} ^{かみすぎぶんちやうしや} ^{かい}

電話：022-214-8861

ファクス：022-264-4428

日本語^{にほんご}がわからない人は、仙台多文化共生センター^{せんだいたぶんかきやうせい}に連絡^{れんらく}してください

電話：(022) 224-1919（9時から17時まで）

E-mail: tabunka@sentia-sendai.jp

2020年6月

关于就学援助

受新型冠状病毒的影响，如果上学的儿童因金钱方面感到困难，请咨询我们。

1. 关于令和2年度（2020年度）新的申请，将延长申请期间。

就学援助虽然是从「申请月份的1日开始认定」，但是现在将延长申请期间。如果在6月30日之前申请，认定日为4月1日。

新的申请		
	申请期限	认定月日
延长前	4月30日（周四）	原则上4月1日
延长后	6月30日（周二）	原则上4月1日

※ 7月以后的申请，将为「申请月份的1日开始认定」。

2. 收入（或者所得）大幅度减少的家属（家庭）

虽然曾申请了就学援助，即使没有被认定，但是因受到新型冠状病毒感染症的影响，收入（或者所得）大幅度减少的家庭，可以再申请一次。

（再次申请所需要的材料）

- 就学援助费受給申请表
- 证明最近的收入（或者所得）的相关材料

关于「就学援助」的详情，请查阅仙台市政府的网站。

<https://www.city.sendai.jp/shogakuchose/kurashi/manabu/kyoiku/inkai/kakushu/shinse/enjo.html> （日语）

【咨询】

教育局学事科

仙台市青叶区上杉 1-5-12 上杉分厅舍 11 楼

电话：022-214-8861

传真：022-264-4428

不懂日语的人，请联系仙台多文化共生中心。

电话：(022) 224-1919（从9点~17点）

E-mail: tabunka@sentia-sendai.jp